〈新型コロナ感染症防止対策について〉

〇生徒のみなさんは、各家庭において、毎朝の検温や風邪症状の有無等の確認を行い、その結果を登校前に「健康観察カード」等により、担任や部活動顧問に報告してください。

〇以下の場合は、登校を控えてください。

・本人及び同居家族の方に発熱等の風邪症状がみられる場合
（症状がなくなってから３日間が経過するまでの間）

・同居家族の方が濃厚接触者に特定された場合
（検査を受けた家族の方が陰性と判定されるまでの間）

〇学校教育活動時においては、常時マスクを着用することを原則とし、特に、登下校時や昼食時においてもマスクをはずした状態での対面を徹底的に避けてください。